

別紙2 (お客様控え)

※ 1 1 区間以上申込する場合は、本紙に記入の上、「カード更新用申込書」と一緒に申込してください。本紙のみでは申込できません。

必要事項を記入の上、東日本大震災発生時に居住していた自治体窓口へご提出ください。
 黒のボールペンで太枠部分をはっきりと記入してください。(鉛筆、消せるボールペン、修正ペン不可)
 遠方にお住まいの方等で自治体窓口での申請が難しい場合は、郵送による受付も実施しています。
 郵送申込の場合は、「お客様控え」を切り離して「自治体及び事務局提出用」を自治体窓口へ送付してください。
 郵送料はお客様負担となります。
 また、提出書類に不足・不備等があった場合、自治体から返送され、再提出が必要となることがあります。

市町村名	
自治体 受付番号	
管理番号	

※市町村名、自治体受付番号、管理番号は「カード更新用申込書」の記載と同じ内容を記入してください。

(自治体窓口にて切り離し/郵送の場合は切り離して提出)

別紙2 (自治体及び事務局提出用)

氏名	フリガナ

市町村名		自治体 受付番号		管理番号	
------	--	-------------	--	------	--

※市町村名、自治体受付番号、管理番号は「カード更新用申込書」の記載と同じ内容を記入してください。

自治体確認欄

ふるさと帰還通行カードによる移動経路 (11区間以上)

無料措置ご利用区間が11区間以上ある場合は、以下の表に「ご利用区間」及び「ご利用の目的」を記入してください。 ※自治体控えとして1部コピーし保管してください
 5区間以上の区間については、「ふるさと帰還通行カードによる移動経路に係る証明書」に記載されます。
 「カード更新用申込書」(No.1~No.4)及び「別紙1」(No.5~No.10)に記載した区間は、本紙への記載は不要です。

No.	ご利用区間(※1)		ご利用の目的(※2)		左欄で「その他」を記載した場合、 具体的な利用目的を記載
	IC間の途中で乗り降りした場合、IC間を超えて走行した場合は、 無料措置の対象となりません。走行した全区間の料金をお支払いいただきます。				
例	南相馬IC	⇔	いわき中央IC	被災時住居への一時帰宅	
		⇔			
		⇔			
		⇔			
		⇔			
		⇔			
		⇔			

(※1) 現在と同様に、福島県内のIC(スマートICを除く)及び常磐道山元ICのうちいずれかを入口又は出口とする走行が対象です。
 (※2) 同封の「利用目的一覧表」のうち「(1) 制度趣旨に合ったご利用」の中から選択し記入してください。「利用目的一覧表」にない場合は、「その他」と記載の上、右欄に具体的な利用目的を記載してください。なお、記入がない場合、受付できません。

裏面上部の「お客様控え」にも、上記枠内の記入事項を記入してください。

カード 発行 事務局 使用欄	受入	電子化	一次	二次	検査	発送

No.	ご利用区間 <small>IC間の途中で乗り降りした場合、IC間を超えて走行した場合は、 無料措置の対象となりません。走行した全区間の料金をお支払いいただきます。</small>	ご利用の目的	<small>左欄で「その他」を記載した場合、 具体的な利用目的を記載</small>
	⇔		
	⇔		
	⇔		
	⇔		
	⇔		
	⇔		

問い合わせに必要となりますので、新しいカード及び証明書が届くまで「お客様控え」を大切に保管してください。
本紙がない場合、証明書は発行されません。

別紙 2 (自治体及び事務局提出用)

〔注意事項〕

- 本紙は、無料措置ご利用区間が11区間以上ある場合のみ提出が必要です。
- 同封の「大切なお知らせ」をよくお読みいただき、太枠内に必要事項をご記入のうえ、切り離さずに、東日本大震災発生時に居住していた自治体窓口へご提出ください。ただし、郵送の場合は「お客様控え」を切り離し、「自治体及び事務局提出用」を自治体窓口へ送付してください。
- 本紙のみでは申込できません。必ず「カード更新用申込書」と一緒に申し込んでください。
- ご利用の目的が制度趣旨に合わない場合等、確認の結果、申込した利用区間が証明書に記載されない場合があります。証明書に記載のない区間は利用できません。
- 本紙の区間数を超えて申込が必要な場合は、別紙 2 を N E X C O 東日本コーポレートサイト専用ページよりダウンロード、または自治体窓口で入手のうえ、記入してください。
- 後日提出先の自治体やふるさと帰還通行カード発行事務局より申込内容をお問い合わせさせていただく場合がありますので、連絡先などの記載もれや間違いがないか確認していただき、「お客様控え」を大切に保管してください。
- 証明書のみの場合は、無料措置の適用を受けることはできません。必ず「ふるさと帰還通行カード」と一緒に利用してください。